



4. 9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及 のための特定基地局の開設計画の認定

令和6年12月
総合通信基盤局
移動通信課

4.9GHz帯の周波数割当てについて

- **4.9GHz帯** (4.9~5.0GHz) は、総務省が策定・公表した「周波数再編アクションプラン」において、「**令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて、(略)同周波数帯に導入する5Gの技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめ、既存無線システムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の検討を進める**」こととされている。
- 早期の周波数割当てに向けて、**9月30日に割当方針** (開設指針、技術基準等) **を制定するとともに、9月30日から10月30日までの間、事業者から開設計画の申請を受付。**

割当予定の4.9GHz帯

100MHz幅 1 枠 認定期間 16年

既存無線局の新規開設期限：令和7年度末
既存無線局の使用期限：令和17年度末



申請受付結果及び申請概要

- 本年9月30日から10月30日までの間、開設計画の認定申請を受け付けたところ、**ソフトバンク株式会社の1者**から申請があった。

【ソフトバンク株式会社の申請概要】

➤ 使用する周波数	4,900MHzを超え、5,000MHz以下の100MHz幅の周波数
➤ 運用開始日	令和12年度末(2030年度末)までに全ての都道府県に特定基地局を開設
➤ サービス開始日	令和13年度末(2031年度末)までにサービスを開始
➤ 特定基地局の展開率 (令和18年度末(2036年度末))	100.0% (12,708メッシュ/12,708メッシュ)
➤ 特定基地局の開設数 (令和18年度末(2036年度末))	45,100局 (屋外:44,187局、屋内:913局)
➤ 特定基地局開設料	48億円/年
➤ 特定基地局の設備投資額 (令和18年度末(2036年度末)までの累計)	2,723億円
➤ 周波数移行(終了促進措置)	令和12年度末(2030年度末)までに対象免許人等と終了促進措置の実施等について合意し、令和17年度末(2035年度末)までに移行を完了(負担可能額:1,440億円)
➤ エリア外人口の解消人数 (令和12年度末(2030年度末))	3,515人 (100.0%)
➤ 基地局強靱化 (令和12年度末(2030年度末))	4,000箇所※ ※停電時に72時間電源を確保でき、予備の伝送路を持つ基地局(4G・5G)の設置場所数
➤ 地方自治体の本庁舎・支所等の5Gエリアカバー (令和12年度末(2030年度末))	6,157箇所※ ※都道府県の本庁舎・支庁・地方事務所、市区町村の本庁舎・支所・出張所のうち、5Gによりエリアカバーされる数

絶対審査基準の概要		計画の概要	
エリア展開	①	認定から12年後の年度末までに、全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上とする計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 認定日から起算して12年を経過した日の属する年度末(令和18年度末(2036年度末))の全国における特定基地局の展開率は、100%
	②	認定から6年後の年度末までに、全ての都道府県において特定基地局を開設する計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 認定日から起算して6年を経過した日の属する年度末(令和12年度末(2030年度末))までに、全ての都道府県において特定基地局の運用を開始
設備	③	特定基地局の設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること※1	<ul style="list-style-type: none"> 既設基地局の設置場所に併設予定 既設基地局設備との設備の共有化を可能な限り実施 置局に当たっては、地域住民への説明や問合せ対応等を実施 無線設備は既に納入実績のあるベンダーを含め、複数ベンダーから調達 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意 24時間体制での運用・監視を実施
	④	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること※1 ※1 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。	
周波数の経済的価値	⑤	特定基地局開設料の金額が標準的な金額の下限額を「著しく下回る金額」(17億円/年)以上であること	<ul style="list-style-type: none"> 特定基地局開設料は48億円/年を納付
財務	⑥	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(16年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 事業により生み出されるキャッシュ・フロー及び自己資金を充当(令和5年度末(2023年度末)時点で0.7兆円の利益剰余金を保有) 令和22年度(2040年度)までのいずれの年度においても、営業損益は黒字
コンプライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示、当初4G用に割当てられた周波数を用いた5Gと5G専用周波数を用いた5Gを端末上で区別する表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 社内規定、コンプライアンス相談窓口等の体制の整備 個人情報保護や利用者利益保護に係る法令やガイドラインを遵守 3,600MHz以下の周波数を用いる5G基地局との通信と3,600MHzを超える周波数を用いる5G基地局との通信を区別し、3,600MHzを超える周波数を用いる5G基地局との通信中に端末上で「5G+」と表示

絶対審査基準の概要		計画の概要	
終了促進措置	⑧	既存無線局の移行に最低限必要な金額(740億円)を確保できること	<ul style="list-style-type: none"> 負担可能額は、1,440億円
	⑨	周波数移行に関する基準(ア既存登録人等への実施概要の周知及び実施手順の通知、イ既存登録人等との協議等)に従った計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 認定日から6か月以内に対象免許人等に対して終了促進措置の実施の概要の周知を開始 対象免許人等との間で、終了促進措置の内容等について協議を実施
	⑩	透明性確保に関する基準(ア費用負担に関する既存登録人等との事前協議の禁止、イ周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等)に従った計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 対象免許人等との認定前の事前協議等の禁止に係る規定を遵守 終了促進措置に関する問合せ窓口の設置
サービス	⑪	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 接続約款、技術的条件集等の整備を行い、MVNOが利用しやすい環境を整備 MVNOからの問合せや申込みを受け付ける専門の窓口を設置し、受付体制を整備 新規及び既存のMNOからの利用要望があった場合には、真摯に協議を実施
	⑫	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定
混信対策	⑬	<p>既存免許人が開設する無線局等※2との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること</p> <p>※2 無線航行衛星システム、航空用空港面移動通信システム、4.9GHz帯を使用する既存登録人等の無線局</p>	<ul style="list-style-type: none"> 干渉調整の窓口を通じて調整を実施 フィルタの挿入やサイトエンジニアリング、離隔距離の確保による対策を実施 干渉調整を円滑に実施
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること	<ul style="list-style-type: none"> O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様等、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の採用
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと	<ul style="list-style-type: none"> 同一グループからの申請なし
	⑯	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと	<ul style="list-style-type: none"> 遵守する旨記載

- 審査の結果、申請された計画が、開設指針に定める絶対審査基準に適合していると認められるため、令和6年12月13日、4.9GHz帯の周波数を指定して、ソフトバンク株式会社の開設計画を認定。
- 認定に当たっては、開設指針の趣旨等を踏まえ、条件を付した。

【特定基地局の開設計画の認定】

- 認定開設者 ソフトバンク株式会社
- 認定の有効期間 認定日から16年間
- 指定周波数 4,900MHzを超え5,000MHz以下
- 条件 次ページのとおり

認定する4.9GHz帯

100MHz幅 1 枠 認定期間 16年



条件の付与について

【認定の条件】

（エリア・サービス展開）

- ◆ 第5世代移動通信システム専用割り当てられた周波数の特性を十分に活用し、**高速・大容量をはじめとする当該システムの特長を活かしたサービスの広範かつ着実な普及**に努めるとともに、**終了促進措置等が完了した地域から速やかにサービスの展開を図ること。**

（終了促進措置）

- ◆ 終了促進措置の実施に関して、多数の対象免許人等が、多様な用途に5GHz帯無線アクセスシステムを使用していることを踏まえ、**対象免許人等との間で、丁寧かつ十分な合意形成を図り、円滑かつ着実な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。**

（電気通信設備に係る安全・信頼性の向上）

- ◆ 令和6年能登半島地震等での被害による通信障害に鑑み、**停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。**特に、**情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）も踏まえつつ、基地局の停電対策の更なる強化及び基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備に係る予備の電気通信回線の設置を積極的に進めること。**

（エリア外人口の解消）

- ◆ 移動通信システムが国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、**不感地域における基地局の着実な開設に努めること。**

（サイバーセキュリティ対策）

- ◆ 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、**サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。**

（接続・卸電気通信役務の提供）

- ◆ 周波数の割当てを受けていない者に対する**電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進**に努めること。特に、当該者の求めに応じた接続機能の開放（SA方式における機能の開放を含む。）及びGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。

（利用者料金設定）

- ◆ **携帯電話の利用ニーズに対応した低廉で、明瞭な、満足できる料金設定**を行うよう努めること。

（混信防止対策）

- ◆ **既存免許人等が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置**を講ずること。

(参考)開設指針

(参考) 絶対審査基準

エリア 展開	基準 ①	認定から 12年後の年度末までに、全国で4.9GHz帯の展開率を80%以上とする計画を有すること
	②	認定から 6年後の年度末までに、全ての都道府県において特定基地局を開設する計画を有すること
設備	③	特定基地局の設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること※1
	④	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること※1 ※1 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和5年度版)」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。
周波数の 経済的価値	⑤	特定基地局開設料の金額が標準的な金額の下限額を「 著しく下回る金額 」(17 億円／年) 以上であること
財務	⑥	設備投資等に 必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(16年間)の満了までに単年度黒字 を達成する収支計画を有すること
コンプ ライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 (広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示、当初4G用に割当てられた周波数を用いた5Gと5G専用周波数を用いた5Gを端末上で区別する表示等を含む。)のための 対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画 を有すること
終了促進 措置	⑧	既存無線局の移行に 最低限必要な金額(740億円) を確保できること
	⑨	周波数移行に関する基準(㉞既存登録人等への実施概要の周知及び実施手順の通知、㉟既存登録人等との協議 等)に従った計画を有すること
	⑩	透明性確保に関する基準(㉞費用負担に関する既存登録人等との事前協議の禁止、㉟周波数移行の実施に関する問合せ窓口の設置 等)に従った計画を有すること
サービス	⑪	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を有すること
	⑫	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること
混信 対策	⑬	既存免許人が開設する無線局等※2との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること ※2 無線航行衛星システム、航空用空港面移動通信システム、4.9GHz帯を使用する既存登録人等の無線局
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組 に関する計画を有していること
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑯	割当てを受けた事業者が、 既存移動通信事業者へ事業譲渡等 をしないこと

(参考) 比較審査基準の審査項目と配点

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア展開	A	認定から12年後の年度末における 4.9GHz帯の展開率 がより大きいこと	24点	12点
	B	認定から12年後の年度末における 特定基地局の開設数 がより多いこと		12点
Ⅱ 公平性・競争促進	C	これまでのサブ6帯※の割当ての有無及び割当て幅の差異 ※ 3,600MHz～4,100MHz、4,500MHz～4,600MHzの周波数	24点	24点
Ⅲ 終了促進措置	D	終了促進措置の具体的な方策や体制、資金確保に関する計画 がより充実していること	24点	24点
Ⅳ 周波数の経済的価値	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	24点	24点
Ⅴ 不感地対策・災害対策	F	エリア外人口の解消人数 がより大きいこと	24点	8点
	G	携帯電話基地局の強靱化に係る計画 がより充実していること		8点
	H	都道府県・市区町村の本庁舎・支所等の5Gエリアカバレッジ がより充実していること		8点

合計120点満点

以下、基準 A～H を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

その他	I	全国の 面積カバー率 がより大きいこと	5点	5点
-----	---	----------------------------	----	----

- 比較審査の配点方式は、**等分配点方式**とする。

※ただし、エリア展開に係るカテゴリ(審査項目A及びB)について、5G導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目(5G基盤展開率及び特定基地局数)に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、本開設指針案に係る開設計画の記載にかかわらず、最下位とする。

等分配点方式

1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) \times ($n-1$)/ n 、3位は最高点(y) \times ($n-2$)/ n ・・・と得点を付与する方式(申請者数 n)

1位	2位	3位	～	最下位
y 点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点		$y \times \frac{1}{n}$ 点

例)申請者数4、最高点が24点の場合
1位から順に、24点、18点、12点、6点